

【足立区地域自立支援協議会権利擁護部会】会議概要

会議名	令和2年度 第1回 【足立区地域自立支援協議会権利擁護部会】
事務局	福祉部 障がい福祉課 衛生部 中央本町地域・保健総合支援課
開催年月日	令和2年9月3日（木）
開催時間	午後2時00分～午後4時00分
開催場所	障がい福祉センターあしすと 1階研修室3
出席者	別紙委員名簿のとおり
欠席者	田中委員、吉田委員、岡本委員、平山委員
会議次第	1 開会 2 委嘱状交付 3 自己紹介 4 議事 （1）部会でのこれまでの取り組みについて （2）合理的配慮の取り組みについて （3）障がい者の権利擁護について （4）今後取り上げてほしい議題について 5 事務連絡
資料	1 第1回権利擁護部会 次第【資料1】 2 権利擁護部会 委員名簿【資料2】 3 平成30年度 権利擁護部会報告書【資料3】 4 令和元年度 権利擁護部会報告書【資料4】 5 投票支援カード【資料5】 6 権利擁護について【資料6】

様式第2号（第3条関係）

（協議経過）

●進行：伊藤事務局員

1 開会

○小山委員

まず、コロナ対策で、換気、検温及び消毒の協力に対する謝辞を述べたい。

今回は、権利擁護部会での昨年の打ち合わせ、会議、ご意見等を踏まえて行政で取り組んできたこと等を議事で話したい。また、本日の意見等を参考にして障がい施策を前に進めていきたい。

2 委嘱状交付

続いて、次第は2番委嘱状の交付となっているが、コロナ禍での接触を減らすため、机上での交付とさせていただきます。なお、本会議委員の中村部会長および江黒委員は、事前に委嘱状を交付している。

また、本日欠席となった4名、平山委員（精神障害者家族会連合会）、田中委員（足立地区人権擁護委員会）、岡本委員（希望の苑）、吉田委員（花畑共同作業所）を含め、2年間このメンバーで障がい者の権利擁護について協力いただきたい。

3 自己紹介

所属・団体での活動内容や、コロナウイルスによる最近の活動への影響等を含めて、各委員に自己紹介をお願いします。

○中村部会長

主に成年後見制度、判断能力の落ちた方など後見人のミッションである身上保護や金銭管理の支援を行う。また、成年後見制度の必要な方に対して、制度説明したり、必要に応じて申立てを支援する。

コロナウイルスの影響により、5月頃までは相談件数が減少したが、今は従前どおりの相談件数まで回復している。

○片山委員

近所に住む引きこもり気味の障がい者に対し、私の知人が生活できるよう支援したことがあり、障がい者が身近にいるんだなど改めて感じた。この部会で、少しでも障がいに対して我々健常者ができることを考えていきたい。

○江黒委員

本日、団体紹介のパンフレットを持参したかったが、コロナ禍で作業が進んでいないた

め、次回配布予定である。また、今年は役員会を1、2回開催した程度で、例年行っている竹の塚センターでの大規模バザー等のさまざまな活動が一切できない。

子どもたちのために、今まで活動してきた公共交通機関や避難所等いろんな場面での人権を考えていきたいと思っているので、皆様にご協力を得ながら勉強させていただきたい。

○成田委員

竹の塚にある地域活動支援センターふれんどりでピアサポーターをしている。1か月に2回程度、病院に出向き、患者さんと一緒にスーパーに買い物に行き、感想等を聞きながら、徐々に、悩み事とかを聞いている。自分にも精神障がいがあり、患者さんと同じ立場に立って話をしている。

また、コロナ禍で病院が部外者の出入りを制限しているため、現在は活動していないが、制限が緩和されたら再開したい。

○小杉委員

精神科病院の成仁病院（環七通り沿い）の相談支援事業所で、パンフレットのとおり、精神症状が悪化した方の急性期の症状緩和のための短期集中治療を専門に行っている。治療として薬物療法を行い、持続的に症状が続く場合には、退院後もしっかり治療が継続できるように、在宅復帰後の支援等も行っている。私は計画相談の事業所に所属しており、入院中から退院支援を行う地域移行支援や、退院後の相談窓口、緊急時には訪問して駆けつけるなど地域定着支援、相談支援専門員として障がい福祉サービスのケアマネジメント支援を行っている。

コロナウイルスに関しては、チラシのとおり、法人理事長の指示でPCR検査の準備をしている。検体採取を行い、即日結果が出る機械を使用して迅速に検査し、安心して働けるように地域貢献していく。

○木村委員

ハローワークでは、障がいの方専門の窓口を設けて相談している。また、定着支援と呼んでいるが、就職後に何らかの問題が発生した時に、会社に伺って話を聞く等の支援も行っている。

コロナの関係でいうと、休業した会社に対する雇用調整助成金の給付が非常に多く、全所一丸となって、早く支給できるように応援

している。また、相談の窓口に関しては、来所が不安な方のために、電話相談を行ったり、会社に渡してもらって紹介状を郵送する等の対応をしている。できるだけ手厚く、対面できなくても相談できるように、いろいろ手を尽くしたい。

○鈴木委員

お手元の資料1ページは団体の概要、2ページに昨年60周年を迎えたときに記念誌に入れた主な年間の会議や活動について、3ページは毎年会員向けに、実際に通所している施設を紹介する目的で作成したものを配布した。なお、3ページの補足として、「その他の所属」には、竹の塚福祉園や、江北ひまわり園、花畑共同作業所に通所している方、区内の大学生、他県の施設入所者、在宅で過ごしている方等が含まれる。

今年の活動は、第一に定期総会（5月）開催について、3月頃までに中止を決定し、書面開催した。また、上部団体の東京都肢体不自由者父母の会連合会や関東ブロックの肢体不自由児者父母の会連合会の大会（毎年7月から9月頃開催）も中止となったほか、竹の塚地域学習センターでの定期バザー（9月）は、いろいろな方が来ることと、親がコロナに感染した場合、障がいを持つ子どもたちを守り切れないということから中止と判断した。コロナの状況を見ながら、なるべく活動しないように、感染しないように気を付けている。

子どもも親もともに高齢化しているため、権利擁護等いろいろな情報が手元に届かない、プリントを配布しても読んでもらえないという現状があるので、いかに正しい情報を届けることができるのか、自分自身がちゃんと理解しないとイケないと思っている。

○西山委員

主に精神保健についての事業を区役所の方で担当している。コロナに関して、いろいろな理由で外出できない方もおり、対面で支援が難しい方には、電話等で支援して現在も事業を継続している。

○小山委員

身体、それから知的の障がいの方を主に担当している。先ほどご挨拶申し上げたため、ここでは控えさせていただきます。

議事に入る前に、資料の確認及び記録作成のための録音を了承いただく。

●進行：伊藤事務局員→中村部会長

4 議事

(1) 部会のこれまでの取り組みについて

○伊藤事務局員

資料3および4は、足立区自立支援協議会権利擁護部会の平成30年度および令和元年度の活動報告書から抽出した資料である。

初めに、平成30年度は、権利擁護部会自体が立ち上がった年で、2回開催した。第1回は、差別解消法に定める差別や合理的配慮について議論し、第2回で各委員からの差別や合理的配慮の取り組みの事例をもとに、不動産、学校、雇用に係る事例について議論した（資料3）。

続いて、令和元年度は3回開催した。第1回では、平成31年4月1日施行「足立区手話言語と障がい者の意思疎通に関する条例」について、足立区ろう者協会の加藤会長をお呼びし、聴覚障がいに関わる差別や合理的配慮について議論した。第2回は精神医療部会との合同開催で、障がい者の住まいの確保に関わる区の施策や成功事例について、住宅課の職員からの説明を行い、議論した。第3回は、成年後見制度の利用促進について、高齢福祉課権利擁護推進係の職員から説明をして、議論した（資料4）。

本日の議題の最後に、今後取り上げてほしい議題について各委員の意見をいただきたい。

(2) 合理的配慮について

ア ヘルプカードケース

○二見事務局員

ヘルプマークは、内部障がい等外見上わからない障がい者が、何らかの支援を必要としていることがわかるようにすることを目的として、平成24年10月、東京都が作成した。今ではJISマーク規格が通り、全国同じデザインを使っている。これとあわせて、ヘルプカードと呼ばれる、手帳を持っている方の障がいの状況、緊急時の連絡先、どんな医療を必要としているか、どんな支援をしてほしいかを記載できるようなカードがある。東京都がデザインを決めて、各区市町村で独自に作成している。足立区では、ビュー坊を入れて足立区らしさを醸し出している。

ヘルプマークは障がいの有無に関わらず、さまざまな場面で支援を必要とする方のマークになったため、多くの高齢の方が所持している。区報にヘルプマークのお知らせを出す、電話がかかってくるほど非常に人気が高

い一方で、ヘルプカードは普及が進んでいない。障害者手帳に挟む等何らかの状態を持ち歩いていただきたい、いざという時に使っていただきたいと思うが、ヘルプマークと一緒に持ち歩くことができない。このマークとカードと一緒に持ち運べる方法はないか、中に入れられないかという要望を、たくさんの方からいただき、検討した結果、足立区として作成をしたものが、ヘルプカードケースである。ヘルプマークだけでなく、ヘルプカードも常時お持ちになる方のみにも配布している。配布場所は、各援護係、障がい福祉センター、保健センターのみとなっている。

ヘルプマークは、この他、区民事務所、都営交通の最寄駅（駅員のいる駅）、都バスの定期券売り場等でも配布しているため、ご入用の際はお声がけいただきたい。

< 質疑応答等 >

○中村部会長

ヘルプカードの紙は特別な紙でできているのか。

○二見事務局員

ストーンペーパーという石を混ぜた紙で、破れにくく、雨に濡れてもにじみにくい仕様である。

○木村委員

障害者手帳を持っていけばもらえるのか。

○二見事務局員

手帳がなくてもお渡しする。ヘルプマークがほしいというふうに言ってもらえばいい。

イ 音声コード入り封筒

○伊藤事務局員

封筒の左下のところに、QRコードのような音声コードと、その下に半円の切りかけが入っている。これは、スマートフォンアプリ「ユニボイス」をダウンロードし、このコードを読み取ることによって音声情報が流れる仕組みになっている。封筒は2種類用意しており、障がい福祉課から届いた大切な郵送物ですということと、黄色い封筒は回答不要、青い封筒は要回答ということがわかるようになっている。

現状では、視力障がい者向けにこれを使用しているが、将来的には、障がいの援護係から送付する封筒は全てこちらを使用する予定である。

○小山委員

補足説明として、特別定額給付金の申請案内は、10万円の給付を申請するという大切な案内だったため、視覚障がいの方に対して

この封筒を使用した事例がある。

ウ 投票支援カード

○伊藤事務局員

先日7月5日の東京都知事選挙に向けて選挙管理委員会が新たに導入した。代理投票や付き添い等の支援が必要なことを口頭で伝えることが難しい方が、事前に投票支援カードに記入して、投票所に持って行くと、投票所の職員が書かれたものについて対応するという内容になっている。区のホームページからダウンロードできるほか、投票所にも用意をしてあるが、この様式にこだわらず、必要な支援を書いてあれば対応するというので、6月10日号のあだち広報でも紹介させていただいている。当然、今までも代理投票が必要な方には、投票所で職員が対応していたが、口頭で伝えることが難しい方向けということで導入されたものである。

< 質疑応答等 >

○江黒委員

親の会に、選挙管理委員会から依頼があった。実際どういうものなのか、役員が期日前投票で使用したが、とても丁寧に対応していただいたと報告を受けている。また、このカードでなくても、メモ帳等にこういう支援が必要だと書けばいいと伝えたが、候補者の名前を書いていいと思ってしまった親もいた。親と一緒にいって行って本人が決めるということであればいいが、名前を書いて渡すということではなくて、どういう支援が必要なのかを書くものであると改めて話をさせていただいた。

エ 遠隔手話通訳サービス

○伊藤事務局員

実際に使っているタブレットを使って、実際に足立区が委託しているシュアールという事業者の社長につなぎ、説明いただくことになっている。初めに、足立区の遠隔手話通訳サービスについて私から説明した後に、大木さんから説明いただく。

足立区では、8月1日から本庁舎の障がい福祉課と出先の援護係において、聴覚障がい者への合理的配慮ということで、手話が必要なお客様に対して、手話でお客様とのやり取りを行うために導入した。サービスを利用する際には、まず、聴覚障がいのお客様が窓口に来たときに、コミュニケーションボードで、筆談もしくは手話通訳、遠隔手話通訳のどちらを希望するかを伺う。手話通訳を希望した

お客様に対して、こちらのタブレットを用意すると同時に、(もう1枚のコミュニケーションボードをお見せして)お客様が手話で表現したことを通訳者が音声で職員に伝え、職員が説明した内容を通訳者の方が手話にしてお客様に伝えるという仕組みになっていることを案内する。なお、8月の実績は4件あった。

本来であれば、サービス導入前に足立区ろう者協会へ説明会を行う予定だったが、コロナの影響でまだできていない。今後コロナの感染対策をしたうえで団体向けに説明し、今後利用実績を伸ばしていきたい。

○大木(株式会社シュアール社長)

我々の遠隔手話通訳サービスは、今、都内では台東区や墨田区にも導入をいただいている。他にも、東京都消費者生活センターや民間企業(成田空港、日本航空の窓口カウンター、JALプラザ、JRのインフォメーションセンター等)に導入いただいております。民間でも合理的配慮が確実に広がっている。足立区で導入しているのは対面型と言われる、聞こえる方と聞こえない方が窓口等で実際に会うタイプである。

聞こえない方のニーズとしては、この他に電話をしたいというニーズがある。これに関しては、7年前から日本財団と一緒に、電話リレーサービスという聞こえない方の電話を代行するサービスを行ってきた。仕組みとしては、聞こえない方が自分のスマートフォン等にアプリをダウンロードすると、弊社に直接かけることができ、そこで、例えばピザの注文をしたり、居酒屋の予約をしたりという便利な話から、パソコンが壊れてしまったとか、ソフトウェアの使い方がわからないというような細かい話まで幅広く対応するものである。この事業が、来年度からは総務省に移管され、新しく聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律ができる。まだ正式ではないが、来年度以降もこの事業を総務省から受託して行うのではないかと考えている。通信料等は発生するが、多くの聞こえない方が無償で使えるサービスなので、ぜひ足立区内で告知等をしていただきたい。

<質疑応答等>

○木村委員

今も電話リレーサービスを利用して、ハローワークに電話をかける方がいる。先程ハローワークに来なくても、紹介状をお渡しすると話したが、そういうことでも活用している。

○中村部会長

このサービスは、足立区役所以外でも利用できるのか。

○伊藤事務局員

足立区役所のみ。障がい福祉課の窓口、出先の福祉事務所にある援護係の窓口で利用している。

○中村部会長

何組か一緒に来た場合は。

○伊藤事務局員

基本的には各所に1台だが、本庁舎には2台用意がある。ただ、本庁舎では、総合案内に通訳者がいるので、その方が対応したり、その方が不在のときに、このタブレットで対応するということを想定している。

○中村部会長

総合案内の手話通訳者は引き続き、月、水、金にいます。

○伊藤事務局員

総合案内には毎日通訳者がいます。

○片山委員

素晴らしい。どんどん普及してもらいたい。

○中村部会長

今は機器がどんどん普及して、昔ボランティアセンターにいた頃は、まだガラケーで初めてテレビ電話が導入されたような時代で、手話通訳派遣サービスに来るお客様は、こんな小さな画面で息子さん等と手話でやり取りをしていたが、小さいから何回も聞き直したりとかしていた。あれくらいのサイズならこの距離でも大木社長の手話表現もわかった。

(3) 障がい者の権利擁護について

○小川係長(障がい福祉課虐待防止・権利擁護担当)

今年度、虐待防止・権利擁護担当が、障がい福祉課の中に新しい所管としてできた。虐待防止の担当は、昨年度は施策推進担当、それより前の年は、この障がい福祉センターあしすとの自立生活支援室にあった。障害者虐待防止法が平成25年に制定されてから、足立区では併設のような形だった。それが、今年度からは、虐待防止のニーズが増えたというよりも、権利擁護とあわせて考えようという意味合いを込めて、新しい所属ができた。障がい福祉課北館1階に、私含めて4名の職員が在駐している。

虐待防止センターの機能を持っているので、障がい者の場合は、養護者や障がい福祉施設従事者、企業等からの虐待に対応する。ただし、精神障がいの方の相談は、衛生部に協力

を得ながら一緒に対応している。また、権利擁護という部分では、成年後見制度の障がい者の窓口になっている。成年後見推進の区の所管は、高齢福祉課権利擁護推進係だが、そこと一体化して、主に知的障がい、身体障がいの方を我々が対応している。今まで権利擁護の障がいの所管がなかったため、改めて権利擁護を考えていこうと、この4月からいろいろ取り組んでいる。私自身は、昨年度まで援護係にいたので、障がい福祉サービスの支給決定や成年後見制度の相談、虐待の相談等を受けていた。その中で考え、関係機関と協力し、改めて権利擁護を考えたときに、今は国連の障害者権利条約もあるので、やはり意思決定支援を根幹に持ってこなくてはならないだろうと考えており、今の係の中でもこれを念頭に置きながら支援していこうと話している。

意思決定支援への取り組みについて、権利擁護を考えるうえで、本人への支援ということ考えると、自己決定の尊重ということを考えなくてはならない。自己決定というのは、我々すべての人間がやっている、情報を集めて、それらを比較して、複数の選択肢から選んで、私はこうしたいと伝えるってことだと思う。いろんなチラシを集めて、比較をして、いろんな選択肢の中から商品を選んで、これを買いたいってことを、我々は日常生活の中でやっているわけだが、障がい者、特に知的障がいの方は、それが難しい方が多い。支援者側の価値観では、これはどうなんだろうと思うことがある。ただ、そうは言いながらも、本人の選択したことが、周りの人に迷惑をかけないようなレベルのものであるならば、基本的にはその選択を尊重しなくてはならないというのが、意思決定支援の根幹の考え方である。

しかし、重度の知的障がいや医療的ケアが伴う方にとっては、本人の自己決定や意思確認等が難しい場合がある。その場合は、家族を含めた本人をよく知る関係者が、今までの行動に関する記録や生育歴等いろいろな情報を集約して、確認して、こういうことではないだろうかと推察しながら、本人の意思や選択を推定していく。ここでは、親御さんやグループホームの世話人だけの意見ではなく、関係者、いわゆるチーム支援が必要になってくる。高齢者の支援は、これが基本的な流れになっているが、障がい者の支援については、必ずしも機能していない。一般論として、相談支援事業がどこまでチーム支援の幹になっ

ているのか疑問だと言う人もいる。だからこそ、チーム支援が必要になってくる。この意思決定支援の考え方は、イギリス等では20年以上も前から、スタンダードなものとして言われていて、日本でいう成年後見人よりも、意思決定支援をする人たちの方が上だというような考え方もある。

2つめに、利益の判断について、自分で意思決定ができない方、本来は意思決定する能力はあるが、意思表出ができなくて、周りの人が決めてしまうことがあることも含めて、本人の意思の推定が困難な場合は、関係者が協議して、本人にとっての最善の利益を判断しようと、ただし、これは最終手段であると考えられている。考え方としては、その選択のメリットやデメリットをしっかりと検討する。あえて相反する選択肢を並べてみる。できるだけ自由の制限がないように進めていく。そういう考え方がチームの中でしっかり行われるかどうか、その結果として、積極的権利擁護という書き方をしたが、本人らしい生活や本人の選択を尊重すること、それが本人らしい変化として表れてくるようなものを尊重する。なかなか積極的権利擁護というのが言われにくく、その下の狭義の権利擁護の方がわかりやすい。例えば、虐待で不当な扱いを受けているとか、差別や中傷を受けている、そういうことから守るという意味での権利擁護が一般的だろうと思う。積極的に自身の権利を守ったり、遂行するということは、なかなかイメージしにくい。ただ、そういったことを行うのが、今の権利擁護の考え方だと思う。それを、例えばあしすとの実践の場で、あるいは、援護係の取り組みの中でどこまで活かしていくかがポイントになる。我々の所管は虐待防止ではあるが、積極的に権利を守っていくことを考えていく、発信していくという場が必要であろうということで、あえてそれを念頭に、いろいろな処遇を進めていこうと考えている。ただ、どこの話題でも出てくるが、コロナの関係で、例えば勉強会や研修がなかなか企画できない。区役所内に成年後見推進連絡会があり、その中で研修をやっけいこうとしているが、今の段階で1つか2つ小規模講座という形で研修ができてはいるはずだった。また、昨年度2月に、成年後見制度の関係で、研修を企画していたが流れてしまったりして、権利擁護を前面に出した研修ができていない。新しい所管でいろいろと取り組んでいこうと今やり始めているところである(資料6)。

< 質疑応答等 >

○鈴木委員

障がい福祉課虐待防止・権利擁護担当ができたということで、障がい者だと、だいたい援護係に何かあれば相談するのが主だと思うが、直接小川さんのところに尋ねた方が良いのか、あるいは、援護係を通して相談した方が良いのか。

○小川係長

基本的には今までどおり、援護係に相談いただいで大丈夫。

○鈴木委員

権利擁護とか虐待防止に関しては、小川さんに直接（尋ねて）良い。

○小川係長

例えば、これはあまりあってはならないことだが、これは虐待じゃないかといったことは、我々のところに連絡いただいで構わない。

○鈴木委員

電話番号は設定されてるのか。

○小川係長

所属の直通番号はあるし、虐待防止センターの電話番号もある。ホームページ等を見ていただければわかる。

○片山委員

成年後見制度みたいに制度化されているのか。例えば、意思決定支援制度というような制度としてあるのか。

○小川係長

成年後見制度は制度としてある。足立区では、権利擁護センターあだちが区の推進機関の窓口なので、そこで成年後見制度について相談いただくというのが一番スタンダードな形である。

（４）今後取り上げてほしい議題について

今年度はあと1回、会議を予定しているが、こういったテーマ取り上げてほしいとか、こういった話を聞いてみたいというものがあれば、できるかできないかは別にして、意見を伺いたい。

○小杉委員

2年前から住まい等を中心に話しているが、やはり、地域での支援体制が不足していることも多々あり、例えば、先程の積極的権利擁護案件でいえば、区内に支援できる受け皿がなかったゆえに、群馬まで行かされるという事情があると思うので、権利擁護するために、社会資源をどのように開発していくのか話を聞いて大事だなと感じている。2件めに関しても、家族の反対を押し切って、こういった

支援を行ったが、家族とのつながりやその後の支援はすごく大事だと思うし、必ずしも家族と話すだけが支援ではないと、最後統合するということがすごく重要になるかと思うので、そういった支援の在り方というのはどのようにしたらいいのかと思った。

○木村委員

今の小杉委員の話のように、私どもでいうと、ちょっと探しに来ましたという方の裏側に、本人はそう言うが、実は生活できていなかったり、環境が変わってしまったりということがある。その時にどのように地域と連携していけばいいのか、もちろん働くことに関しては、我々でサポートできるが、まずは生活の立て直しが必要な方については、どのように相談をしていけばいいか、そのあたりの話ができればと思う。

○成田委員

ピアサポーターとして実際活動してる内容等を発表できればいいと思う。

○片山委員

情報源がないため、次回も皆さんの経験をいろいろ教えていただき、材料を提供していただきたい。

○江黒委員

親やきょうだい、親戚がいなくて、財産もない方もいる。この成年後見制度で、区長申立て等ができる方もいると思うので、そのような話も参考にさせていただきたい。

○鈴木委員

事例を聞きたいと感じた。

皆さんからいただいた意見を参考に、事務局と検討する。

※その他

○木村委員

雇用問題の障がい者差別についてのパンフレットを置かせていただいた。ぜひ参考にしてもらえればと思う。もし使用者や同僚等に、差別や、合理的配慮をしてもらってないという案件があれば、ハローワークの方で話を伺う。基本的には会社が自主的解決を図るが、会社に言ってもなかなか話が進まなければ、まずはこちらで話を伺って、その方にどのような支援ができるか一緒に考えていきたいと

思う。

○中村委員

毎年司法書士による成年後見制度・相続・遺言の相談会というのを無料で開催をしている。こちらは、予約が始まっているが、9月19日土曜日に千住庁舎で行われる。コロナの関係で、今年申込みが少ないと思っていたが、比較的順調に申込みいただいている。まだ何枠か相談枠が残っているので、もし身近な方で成年後見制度や相続・遺言ということで、専門職に相談したいという方がいたら、センターに連絡してほしい。

●進行：中村部会長→伊藤事務局員

5 事務連絡

本日の議事録は、後日、案ができ次第、委員の皆様を確認いただく。

また、第2回の権利擁護部会については、日程が決まり次第、改めて連絡差し上げる。

以上